

付 議 第 2 号

高知県教育職員免許状再授与審査会規則議案

高知県教育職員免許状再授与審査会規則を別紙のとおり制定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

高 知 県 教 育 職 員 免 許 状 再 授 与 審 査 会 規 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。次条第 2 項において「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項の規定により置かれる高知県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 省令第 3 条第 1 項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他高知県教育委員会が適当であると認める者とする。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 3 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

3 会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、教育関係職員その他委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県教育職員免許状再授与審査会規則

参考資料 1

高知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定及び 高知県教育委員会行政組織規則の一部改正についての概要

令和 7 年 1 月定例教育委員会
教職員・福利課

1 高知県教育職員免許状再授与審査会規則の制定

(1) 規則制定の目的等

令和 3 年 6 月 4 日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、法）」が公布。（令和 4 年 4 月 1 日施行）

特定免許状失効者等(※)に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされた（法第 22 条第 2 項）。

審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、「児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則」（省令）により、規定されているが、その他必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされていることから、委員数や会議の招集等に関し定めようとするもの。

※省令と本規則で定める事項については参考資料 2 参照

(※)児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者

(2) 施行日

教育職員免許状失効後 3 年が経過すると教員免許状の再授与が可能となること及び、法の施行日から 3 年経過した日が、令和 7 年 4 月 1 日であることから、同日までに再授与審査会規則を施行する必要がある。

2 高知県教育委員会行政組織規則の一部改正

再授与審査会は、地方自治法第 202 条の 3 に定める附属機関であることが文部科学省通知により示されたため、高知県教育委員会行政組織規則第 40 条の表に新たに加えようとするもの。

参考資料 2

・省令及び県規則において定める内容については、次のとおり

(1)組織に関すること

	内容	省令	教育委員会規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年(再任可)	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者	○	
	(1)医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識及び経験を有する者		○
	(2)その他高知県教育委員会が適当と認める者		
委員の服務	守秘義務		○

(2)運営に関すること

	内容	省令	教育委員会規則
会の代表	会長(委員の互選により選任)	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	・出席委員の過半数で議決(可否同数のときは、会長が決定) ・ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致(議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意)	○	
委員の参与不可	議事と利害関係を有する委員は参与不可		○
会議の公開	非公開		○
委員以外の者の出席	委員以外の者への意見聴取可		○
会の庶務	教職員・福利課		○
会長への委任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める		○

※教育委員会規則の内容については、文部科学省の「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」に沿って規定

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、**特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例**等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
 - ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 - ④ 痴漢行為又は盗撮行為、 ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法施行前の行為による失効等

免許状が失効等となった**原因が児童生徒性暴力等であっても、免許法に定める形式的な要件（学位+修得単位等）を満たせば、授与しなければならない**

法施行後の行為による失効等

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。
- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とすべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県・教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の**原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能**
 - ・ **再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴く**こと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

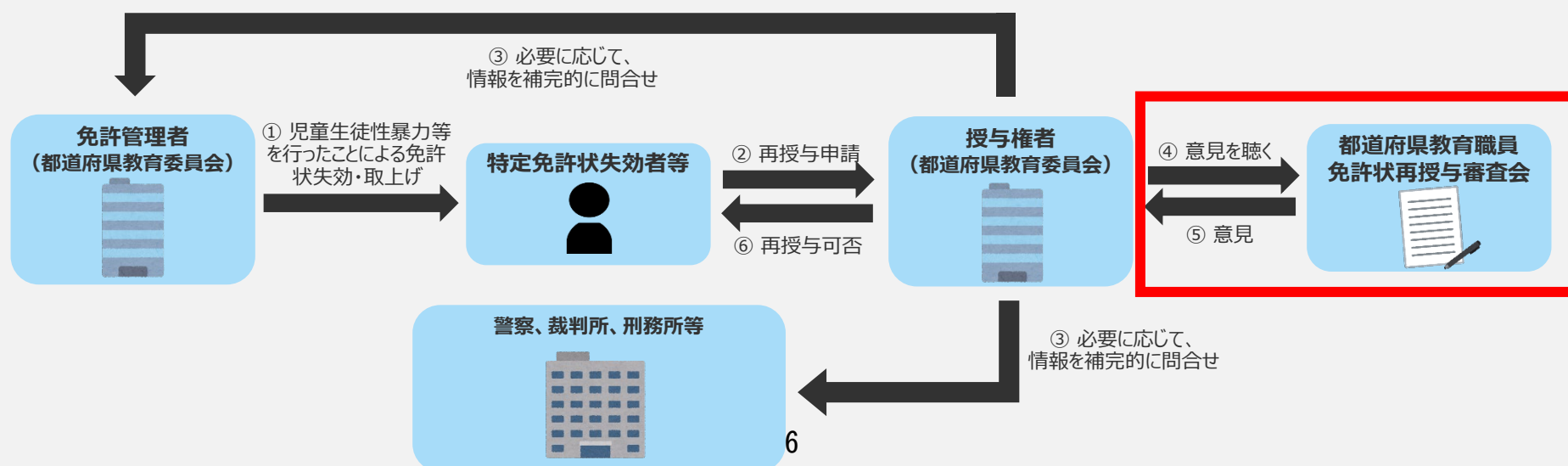
再授与審査の基本的な考え方

- 児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。
- 法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当**である。
- **免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり**、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出する必要がある。（※再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例は次頁及び次々頁参照）

都道府県教育職員免許状再授与審査会

- 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（**医療、心理、福祉、法律の専門家等**）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（**第三者**）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決を行う。**

再授与審査フロー



再授与審査の対象

- 法施行後（令和４年４月１日）に児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった者。
※ 法施行前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった者については、従来どおり授与。

再授与審査の実施方法

- 対面のみならず遠隔での実施も可能（授与権者において定める）。なお、書面のみによる開催は基本的に想定されない。
- 再授与審査会において再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員全員の全会一致をもって議決を行う。ただし、審査会における議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しない場合に限り、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。
- 特定免許状失効者等から免許状の再授与の申請が提出された場合であっても、当該申請者が欠格期間中の者であるなど法令上の欠格事由に該当する場合であって、当該理由により申請を拒否する場合や、教育委員会規則で定められた必要書類の提出がないなど明らかな形式不備が認められる場合であって、当該不備の補正を求める必要がある場合は、当該申請に対して再授与審査会を開催する必要はない。
- 必要書類の提出等の形式的要件を満たしていたとしても、例えば特定免許状失効者等となって以後の改善更生の状況等が客観的に判別できる記載内容が認められない場合など、再び免許状を授与するのが明らかに適当でないと授与権者において認められる場合であって、再授与審査会を開催したとしても、それ以上の議論の余地が認められないと考えられる場合に限り、例外的に、委員からの書面による意見の提出（再授与は不適当である旨の全会一致）をもって、再授与審査会の意見を聴いたこととすることも考えられる。

再授与が不適当と考えられる例

- 例えば、以下のような者に対する再授与は、基本的に不適当と考えられる。
 - ◆ 過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性が認められる者
 - ◆ 加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者（例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない＝継続的な治療や服薬がなければ再犯可能性がゼロではない場合）等
 - ◆ 免許状の失効等の期間中を含め、長期間に渡り児童生徒等と接しない職業等において加害行為を犯さなかったとしても、教育職員等として復職することにより児童生徒等と接することが契機（トリガー）となって、再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者
 - ◆ 過去、特定免許状失効者等となった後に免許状の再授与を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者
 - ◆ 自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者等